

# 社会福祉法人 洲本市社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規程

平成29年6月26日

規程第2-19

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人洲本市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第24条の規定に基づき、役員の報酬等に関する事項について定める。

## (報酬の支給)

第2条 役員には、職務の状況に応じて報酬等を支給する。

## (報酬の算定方法)

第3条 役員に対する報酬の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事に対する報酬については、別表1に定める額
- (2) 監事に対する報酬については、別表2に定める額

## (費用弁償の支給)

第4条 役員が本会主催の会議等又は島内で行われる他の社会福祉団体等の主催による会議等に出席したときは、日額1,000円を費用弁償として支給する。ただし、前条第1項第1号に定める報酬を支給している役員については、費用弁償は支給しない。

- 2 島外で行われる他の社会福祉団体等の主催による会議等に出席したときは、旅費規程に基づく旅費及び第1項に規定する費用弁償を支給する。
- 3 会議等の主催者等が旅費等を負担する場合には、第1項及び第2項に規定する費用弁償及び旅費等は支給しない。

## (報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支払時期及び支給方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する報酬は、翌月20日に銀行振込により支給する。ただし、当日が銀行の営業日でない場合は、営業日に順次繰り上げるものとする。
- (2) 前条第1項に規定する費用弁償及び前条第2項に規定する旅費等は、翌月の10日に銀行振込により支給する。ただし、当日が銀行の営業日でない場合は、営業日に順次繰り上げるものとする。

## (公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法人法第55条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行わなければならない。

別表1 理事に対する報酬

- (1) 会長として法人業務に従事した日については、日額5,000円。  
ただし、月50,000円を上限とする。
- (2) 副会長として法人業務に従事した日については、日額5,000円。  
ただし、月10,000円を上限とする。

別表2 監事に対する報酬

- (1) 監査を行ったとき、1回10,000円。

附則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。